

第5次ひがしまつやま共生プラン 令和4年度事業予定

資料4

主要課題	施策	施策No	施策の内容	主な取組	令和4年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	
(1) 男女の共同参画意識の啓発	①固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動	1	社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行を見直すための啓発を行います。	男女共同参画の視点に立った慣習の見直しの啓発、法制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙に男女共同参画情報「ほっとらいん」を掲載し啓発 啓発講座の開催 講座・研修会・会議等での周知・啓発 	PRする回数	5回	人権市民相談課	1
				固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する専門講座、きらめき出前講座等を開催 	講座開催回数	2回	人権市民相談課	2
	②男女共同参画に関する情報の収集と提供	2	市が発行している各種媒体や市ホームページ等を通じて、市民全体に男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	市広報紙や市ホームページ等を活用した男女共同参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙男女共同参画情報「ほっとらいん」、市ホームページでの周知啓発 	PRする回数	3回	人権市民相談課	3
				男女共同参画に関する情報や図書等を収集するとともに、市民へ提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する図書等の収集・提供 図書館だよりにより男女共同参画と関連した記事や図書の紹介を掲載する。 テーマ図書の展示や図書リストの配布を実施する。 	PRする回数	3回	生涯学習課（市立図書館）	4
(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	①学校教育における男女共同参画の推進	4	学校において、人権の尊重、男女平等の視点に立った教育を行います。	性別にとらわれず個性に応じた生き方を選択できるような生徒指導・進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 中学生社会体験チャレンジ事業において、2日間の実体験を通して職業観・勤労観の育成を図る。 	参加校数（中学校）	5校	学校教育課	5
	②家庭や地域における教育・学習機会の提供	5	家庭や地域における男女平等を推進するための学習機会を提供し、社会教育の充実を図ります。	各種セミナー・講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する専門講座、きらめき出前講座等を開催 きらめき市民大学、市内中学校等でサテライト講座を実施 	講座開催回数	4回	人権市民相談課	6
				出前講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> きらめき出前講座のメニューに、男女共同参画社会の実現をテーマとした講座を取り入れ実施する。 	開催回数	1回	生涯学習課	7
(3) 男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進	①国際的課題への理解	6	男女共同参画に関する国際理解を深めるため、情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。	男女共同参画に関する国際理解・協力を促進するための講座開催の推進や国際協力を視野に入れた国内外の情報収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> 多文化共生及び男女共同参画を学ぶための国際交流協力研修を開催 	研修参加者人数	20人	総務課	8
	②国際交流・支援の推進	7	外国人が安心して暮らせる地域づくりを推進するための交流活動や講座等を開催します。	日本語教室、ワンナイトステイ、国際交流研修等、東松山市国際交流協会との連携による交流事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 東松山市国際交流協会への補助金交付を継続 ワンナイトステイの受付 日本語スピーチコンテストの開催 日本語教室・日本語交流タイムの開催 子ども英会話の開催 	日本語教室等の参加人数	800人	総務課	9

主要課題	施策	施策No	施策の内容	主な取組	令和4年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	
(3) 男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進	②国際交流・支援の推進	8	在住外国人のための相談体制の充実や、多言語版の情報紙、生活ガイドブック等による情報提供を行います。	在住外国人に向けての相談体制・情報提供の充実	・外国人総合相談センター及び担当窓口への案内 ・HP等で情報提供 ・職員向け「やさしい日本語」研修の実施 ・「やさしい日本語」による国際交流協会ニュース発行	情報提供等の回数	60回	総務課	10
					採用や労働賃金等における男女格差の是正及び労働条件等の改善の啓発とハラスメント防止対策の促進	・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。 ・労働者及び使用者を対象に、男女共同参画の視点を意識した内容で労働講座を開催する。	セミナー回数	2回	商工観光課
(4) 働く場における男女共同参画の推進	①雇用機会の均等と公平な待遇の実現	9	男女共同参画の視点による職場の環境づくりを推進し、性別による不平等な慣行等の見直しを働きかけ公平な待遇の実現を図ります。	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント行為の正しい理解の促進と防止対策の徹底	・ハラスメント防止に係る研修の実施 ・電子掲示板で周知	研修の実施回数	1回	人事課	12
				育児・介護休業法、女性活躍推進法等の周知や制度の普及を図り、一人一人の全ての生活（仕事・家庭生活・地域活動・健康や休養・趣味や学習等）活動が調和できる社会を目指します。	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と両立支援の整備促進（長時間労働の削減、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、オンライン、テレワーク等の導入・拡充）	・各種講座、会議内での啓発 ・セミナー、会議等で啓発チラシを配布する。 ・市広報紙に男女共同参画情報「ほっとらいん」を掲載し、周知啓発する。	PRする回数	5回	人権市民相談課
	②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	10			・計画的な休暇の取得を促進 ・課長会議で周知 ・電子掲示板で随時情報提供を実施	課長会議で情報提供する回数	1回	人事課	14
					・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。 ・労働者及び使用者を対象に、ワーク・ライフ・バランスを意識した内容で労働講座を開催する。	セミナー回数	2回	商工観光課	15
					・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。	女性の創業相談回数	30回	商工観光課	16
	③女性の職業生活における活躍の推進	11	女性が自分らしく能力を十分に発揮できるよう起業・再就職の相談や情報提供を行います。	就労・起業に関する情報提供や意識啓発、相談体制・支援の充実	・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。	女性の創業相談回数	30回	商工観光課	16
	③女性の職業生活における活躍の推進	12	指導的立場に積極的に女性が参画できるよう、市内事業所へ、働きやすい職場づくりに向けた取組を促進します。	ポスター・チラシ・講演会等による市内事業所への啓発	・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。 ・女性の働き方について意識した内容で、広報紙で周知。	広報紙への掲載回数	1回	商工観光課	17

主要課題	施策	施策No	施策の内容	主な取組	令和4年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	
(5) 子育てと介護への支援	①子育て支援の充実	13	様々な子育て支援ニーズに対応したサービス（施策・施設・相談窓口）の充実を図ります。 特に、子どもの健全育成のため、育児不安や子育て・児童虐待に関する相談を充実します。	保育施設、放課後児童クラブの充実	・既存保育施設の運営維持 ・民間放課後児童クラブの規模の適正化等の支援	保育施設等の開設数 （翌年度4月1日時点）	49か所	保育課	18
				延長保育、病児保育、一時保育、待機児童対策、幼児教育・保育無償化等	・延長保育事業（公立5施設・私立22施設）、一時預かり事業（公立2施設・私立8施設）、幼稚園預かり保育（私立6施設）、病児保育事業（1施設）を継続実施 ・「幼児教育・保育の無償化」に係る償還払いについて、年4回、対象者に対し、請求の案内文書を郵送する。	事業実施 か所数	45か所	保育課	19
				放課後子ども教室の充実	新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、1クラスの人数を少人数（16名）として、市内全小学校で実施（週2日）。	活動日数	平均51日/校	子育て支援課	20
				育児不安や子育てに関する相談窓口の充実	・家庭児童相談室の運営実施 ・子育て支援拠点での相談実施 ・子育てコンシェルジュの運営実施 ・虐待予防事業「怒鳴らない子育て練習講座」の開催	相談件数	—	子育て支援課	21
				子育て世代包括支援センターでの母子手帳交付時や、新生児訪問、乳幼児健診時に相談支援を実施	母子手帳交付時 面談件数	600件	健康推進課	22	
		13	様々な子育て支援ニーズに対応したサービス（施策・施設・相談窓口）の充実を図ります。 特に、子どもの健全育成のため、育児不安や子育て・児童虐待に関する相談を充実します。	関係機関の連携による子どもへの虐待を未然に防ぐための取組の実施	・要保護児童対策地域協議会の実施 ・児童虐待通報ダイヤルの周知	要対協議 開催回数	9回	子育て支援課	23
					・非行防止教室の実施。 ・要保護児童対策地域協議会との連携を図る。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校相談員と連携した取組を実施する。	実施校数	16校	学校教育課	24
					主任児童委員によるウェルカムベビー訪問を行う。	訪問回数	500回	社会福祉課	25
					・担当者会議を開催し、子育て支援課等と連携しながら、妊娠期からハイリスク者の助言指導を実施	会議参加回数	12回	健康推進課	26
				ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭等医療支給制度の周知	広報紙への掲載回数	2回	子育て支援課	27

主要課題	施策	施策No	施策の内容	主な取組	令和4年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	
(5) 子育てと介護への支援	②地域における子育て支援の促進	14	地域全体で子育てを支え合う仕組みや、子育てをしている保護者のネットワークづくりを支援します。	ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センターの周知	広報紙への掲載回数	2回	子育て支援課	28
				乳幼児とのふれあい体験の実施	・中学生社会体験チャレンジ事業において、保育園・幼稚園の協力を得て、乳幼児とのふれあい体験を充実させる。	実施校数	5校	学校教育課	29
				子育てサークルの育成や地域の子育てネットワークへの支援	・「春休み・夏休みのあそび場」の共催	共催イベントの実施回数	3回	子育て支援課	30
				子育て支援の促進	・地域での声かけ訪問を実施 ・三世代交流会を実施 ・各地区での遊ぼう会を実施 ※コロナウイルス感染拡大防止のため、事業予定未定。	三世代交流会の実施回数	1回	健康推進課	31
(5) 子育てと介護への支援	③高齢者・障害のある人とその介護者への支援	15	高齢者や障害のある人が、地域で自立して生活できるよう、各種サービスの充実を図ります。	高齢者福祉サービスの充実	・緊急通報システムの継続実施 ・配食サービスの継続実施 ・寝具類洗濯等サービスの継続実施	年間利用件数	—	高齢介護課	32
				障害者福祉サービスの充実	生活サポート事業や意思疎通支援事業などを実施	生活サポート利用時間数 手話通訳者派遣件数	—	障害者福祉課	33
(6) 生涯を通じた男女の健康支援	①男女の健康の保持・増進	16	男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産について選択できるよう、妊娠・性感染症等に関する正しい知識を得るための情報や学習機会の充実を図ります。	思春期を対象とした性教育の実施や相談体制の充実	・学習指導要領に基づき、各校の年間指導計画の中に位置づけ、性教育を実施する。	実施校数	16校	学校教育課	34
				電話相談や保健指導などによる、HIV/エイズ・性感染症への対応や情報提供	・HIV、性感染症に関するチラシ等の配布 ・電話相談、情報提供等の実施	チラシを配布する妊婦の人数	600人	健康推進課	35

主要課題	施策	施策No	施策の内容	主な取組	令和4年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	
(6)生涯を通じた男女の健康支援	①男女の健康の保持・増進	17	男女が共に健やかに暮らすために、健康保持対策を推進し、生涯にわたり支援を行います。	健康保持・増進のための啓発や活動の充実	骨粗しょう症予防教室（11/8）、さわやか運動教室（8回）、楽しいフラダンス教室（5回）、初めてのタヒチアンダンス教室	講座等実施回数	19回	健康推進課	36
					・地域イベントでのPR等を実施 ・各地域団体、商工会等の総会等においてPRを実施	PRする回数	20回	保険年金課	37
					・シニアゴルフ大会 ・グラウンドゴルフ大会 ・マレットゴルフ大会 ・ジュニアゴルフ教室 ・スポーツ発見教室 ・親子スポーツ教室 ・ヨガ・ピラティ教室 ・親子ウォーキング	開催回数	5回	スポーツ課	38
					・ハッピー体操の普及 ・介護予防教室の実施 ・いきいきバス・ポイント事業の普及	奨励品申込者数	900人	高齢介護課	39
					・女性相談を月3回実施 ・女性相談カードの設置による周知 ・法律相談、消費生活センター等での相談の実施	女性相談実施回数	36回	人権市民相談課	40
	②こころの健康支援	18	男女の心の健康が保たれるよう、各種相談窓口の充実や、対策・支援を進めます。	各種相談窓口の充実	・総合教育センターにおいて、面接又は電話での相談に応じる。	相談件数	—	学校教育課	41
					・地域包括支援センターにて24時間対応できる連絡体制を維持 ・市所管の介護事業所への高齢者虐待防止取組の周知、研修会の実施	高齢者虐待防止研修の実施回数	1回	高齢介護課	42
					・障害者虐待防止センターにて障害者虐待に対応できる体制を維持	相談件数	—	障害者福祉課	43
					民生委員・児童委員活動との連携	実施回数	1回	社会福祉課	44

主要課題	施策	施策No	施策の内容	主な取組	令和4年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	
(7) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進	①審議会等への女性の登用・参画促進	19	各種審議会等への女性委員の登用や政策・方針の立案・決定の場への男女共同参画を促進します。	審議会等における委員の男女比率の均衡の促進	・各審議会に女性の委員を登用してもらうよう、担当部署に要請する。	要請回数	1回	人権市民相談課	45
					・東松山市審議会等の委員選任要綱に基づき、委員の一部を公募とするよう、掲示板等で周知する。	掲載回数	2回	政策推進課	46
				女性職員の職域拡大と管理監督職への積極的登用	・昇任試験の実施	昇任試験の実施回数	主査試験・課長試験、各1回	人事課	47
	②男女共同参画の推進を担う人材育成	20	各分野への女性の登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。	講座や会議等による女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供	・埼玉県家庭教育アドバイザー養成講座、国・県主催の講座等、学習機会の情報を提供	情報提供回数	4回	人権市民相談課	48
					・社会教育講座の中で女性の人材育成を促進する講座を計画し実施する。	開催回数	3回	生涯学習課	49
	(8) 地域社会における男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の促進	21	地域活動への男性の積極的な参画を促進するとともに、地域活動における指導的立場への女性の参画を促進し、地域における男女共同参画の推進を行います。	地域社会における男女の均衡を図るための普及啓発	地域活動団体に対し、情報提供を行う。	情報提供回数	1回	地域支援課
コミュニティ活動への男性の参画を促進するための情報提供					・地域での見守り、美化活動等への男性の参加促進・チラシの配布 ・市民活動センターで開催される講座への男性の参加を積極的に促進	コミュニティ情報紙発行回数	84回	地域支援課	51
市民活動団体・NPO団体等への男女共同参画の促進					市民活動団体・NPO団体等への男女共同参画に関する情報の提供	情報提供回数	1回	地域支援課	52
②災害の分野における男女共同参画の推進		22	男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。	男女のニーズに対応した防災・復興体制の確立	・指定緊急避難場所兼指定避難所、指定緊急避難場所の運営に女性の意見が反映される体制を確立する。	東松山市災害対策動員計画において、避難施設に1人以上の、女性職員を配置した施設数	37施設	危機管理防災課	53
				女性や社会的弱者など多様なニーズに対応した避難所の環境整備	・避難所運営マニュアルを、女性や社会的弱者などの多様なニーズに配慮したマニュアルとなるよう更新する。	見直し回数	1回	危機管理防災課	54

主要課題	施策	施策No	施策の内容	主な取組	令和4年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	
(9) 男女共同参画推進体制の整備	①庁内における男女共同参画推進体制の強化	23	男女共同参画庁内連絡会議を充実させるとともに、研修を通じて、職員一人一人の男女平等意識の醸成を図ります。また、能力と意欲を兼ね備えた人材の育成及び人材の活用を積極的に進め、個々の能力が十分に発揮できるよう、環境整備を進めます。	男女共同参画庁内連絡会議・男女共生推進リーダー会議の充実	・男女共生推進リーダー会議、男女共同参画庁内連絡会議等で、関係各課での連絡調整や協議、共生プランの進捗管理等を行う。	会議開催回数	1回	人権市民相談課	55
				男女共同参画に関する職員研修の充実	・男女共同参画の推進に関する職員研修を実施	研修実施回数	2回	人権市民相談課	56
					・彩の国さいたま人づくり広域連合主催の女性職員のためのキャリアデザイン研修等の女性職員のキャリア形成の支援に資する研修への派遣	参加職員数	各研修につき、1人以上	人事課	57
				人材育成基本方針に基づいた人材の育成と活用	・職員一人一人の能力と業績を適正に評価するとともに、計画的に人材育成に取り組むこと目的に、人事評価制度による能力評価及び業績評価を実施 ・令和4年度に期間の満了を迎える人材育成基本方針の改定	業績評価を実施した回数	1回	人事課	58
				特定事業主行動計画「子育てと女性活躍応援プラン」に基づいた環境整備	・制度の周知 ・男性職員の育児に関連する特別休暇や育児休業の取得を推進 ・課長会議で周知 ・電子掲示板で随時情報提供を実施	課長会議で情報提供する回数	1回	人事課	59
	②市民・事業者等との連携による計画の推進	24	市民や事業者の、男女共同参画を推進する会議等への参加を促進します。また、市民との協働による情報提供の充実を図ります。	東松山市男女共同参画審議会意見の施策への反映	・東松山市男女共同参画審議会を年1回開催 ・男女共同参画社会の実現に向けた意見・提言を聞き、施策に反映させる。	会議開催回数	1回	人権市民相談課	60
				市民との協働による情報の収集、発信	・市広報紙に男女共同参画情報「ほっとらいん」を掲載し、情報の収集・発信を行う。	掲載回数	5回	人権市民相談課	61

主要課題	施策	施策No	施策の内容	主な取組	令和4年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	
(9) 男女共同参画推進体制の整備	③男女共同参画に関する現状の分析・計画の進行管理	25	調査等を行い、男女共同参画の現状の把握に努めます。また、計画の実施状況を定期的に分析・公表し、進行管理を行います。	市民意識調査等の実施による実態の把握と分析	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度市民意識調査について、「第5次ひがしまつやま共生プラン」の数値目標の基礎資料等に活用することを視野に入れ、男女共生に係る項目が有用な資料となるよう設問の設定をする。 	設問項目数	2項目	人権市民相談課	62
					<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度市民意識調査について、「第5次ひがしまつやま共生プラン」の数値目標の基礎資料等に活用することを視野に入れ、男女共生に係る項目が有用な資料となるよう設問の設定に当たり主管課と調整を図る。 	設問項目数	2項目	広報広聴課	63
				施策の実施状況の分析・把握と結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> 関係各部署に依頼し、年度毎の進捗状況・進捗管理を実施し結果を公表する。 	公表回数	2回	人権市民相談課	64
(10) あらゆる暴力の根絶	①DV防止対策の推進	26	各関連法の周知及び意識啓発に努めます。また、暴力の発生を未然に防ぐための環境づくりを推進します。	講座（デートDVを含む）・講演会の開催及びチラシ等による防止・意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> DV防止に関する講座を開催 中学校等でデートDV防止についてのセミナーを開催 	講座開催回数	3回	人権市民相談課	65
(11) 安心して相談できる体制づくり	①相談窓口の周知	27	DVに関する相談窓口や支援情報についての周知に努めます。	広報紙やチラシ等を活用した相談窓口及び支援情報についての周知	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談カードを配架し、配偶者暴力相談支援センターについて周知する。 埼玉県からの相談案内チラシを窓口等に配架する。 市広報紙に男女共同参画情報「ほっとらいん」を掲載し、相談窓口を周知する。 	ほっとらいん掲載回数	1回	人権市民相談課	66
	②相談体制の充実	28	配偶者等からの暴力の根絶に取り組むため、関係機関や関係各部署との連携を図ります。	DV対策庁内連携会議を活用した情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> DV対策庁内連携会議で情報共有 関係各課と情報漏えい防止に関する会議を実施 	会議開催回数	2回	人権市民相談課	67
(12) 自立への支援	①早期発見体制の整備	29	教職員、保健師、保護者等へ被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をし、早期発見のための体制を整備していきます。	被害者保護のための情報共有と関係機関との連携を強化	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員との連携を図り、連絡協議会を開催し、情報を共有する。 	実施校数	16校	学校教育課	68
					<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関で情報共有 	要保護児童対策地域協議会参加回数	6回	健康推進課	69
					民生委員・児童委員の相談支援のため、研修会を行う。	実施回数	1回	社会福祉課	70
					<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待通報ダイヤルの周知 要保護児童対策地域協議会を利用した情報共有 	広報紙への掲載回数	1回	子育て支援課	71

主要課題	施策	施策No	施策の内容	主な取組	令和4年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	
(12) 自立への 支援	②保護体制の強化	30	県、児童相談所、警察など関係機関との連携や制度の整備により、被害者保護に取り組みます。	配偶者暴力相談支援センターにおける緊急時の安全確保の支援	・暴力から身を守るため、必要に応じ被害者を緊急保護施設に一時保護する。	緊急一時保護人数	—	人権市民相談課	72
				被害者保護のための情報管理の徹底	・DV担当者と責任者を置き、情報を厳格に管理 ・システムでも警告画面により、情報漏洩がないように徹底すると共に、注意喚起を行う。 ・関係各課に情報提供を行う。	情報提供回数	12回	市民課	73
	③生活再建に向けた支援の充実	31	DV被害者の就労をはじめ、自立に向け、制度を活用した支援の充実を図ります。	福祉制度等を活用した支援の充実	生活保護及び生活困窮者自立支援制度の活用を促すため、相談体制を強化する。	相談件数	—	社会福祉課	74
	③生活再建に向けた支援の充実	32	被害者支援のため、関係機関と連携し、自立支援の充実を図ります。	保護施設との連携	・一時保護したDV被害者が、安全な生活を送れるよう、緊急保護施設と連携をとり自立支援を行う。	保護人数	—	人権市民相談課	75